

医道審議会保健師助産師看護師分科会
保健師助産師看護師国家試験制度改善部会
報告書

平成20年3月24日

I. はじめに

近年、人口構造の少子・高齢化が急速に進展し、医療技術が著しく進歩する中で、医療現場においては一層の医療安全の確保が求められている。また、効率的に医療を提供する観点から、医師と看護職員等との間で専門性が発揮できる適切な役割分担の推進が一層必要となっている。一方、人々の療養の場は拡大しており、在宅や地域で療養する人々を支えることや、災害若しくは虐待等の社会問題への対応といったことも重要な課題となっている。このような状況の中、保健師、助産師及び看護師にはこれまで以上に重要な役割を果たすことが期待されており、看護職員の資質の向上を図るため、平成19年4月に取りまとめられた「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」を受け、保健師助産師看護師学校養成所指定規則が改正され、看護基礎教育カリキュラムが改正されることとなっている。また、平成18年の保健師助産師看護師法の改正により、平成19年4月1日から看護師国家試験の合格が保健師免許及び助産師免許付与の条件とされたところである。

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験(以下、「保健師助産師看護師国家試験」という。)は、それぞれ保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を評価するためのものであり、これまで医療・看護を取り巻く環境の変化に合わせ、定期的にその改善を行ってきている。最近では、平成14年3月29日にまとめられた保健師助産師看護師国家試験制度改善部会報告に基づき、試験時間の延長や看護師国家試験における必修問題の導入等の改善がなされたところである。一方、保健師助産師看護師国家試験出題基準は、概ね4年毎に医療の実情等、看護を取り巻く状況を踏まえて見直すこととされ、現行の出題基準を見直す時期となっている。

こうした状況の中、当改善部会は、平成19年10月より審議を開始し、保健師助産師看護師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について、ワーキンググループでの検討を含め7回にわたって議論を重ね、意見を取りまとめたのでここに報告する。

II. 改善すべき事項

1. 看護師国家試験について

1) 必修問題について

必修問題は、看護の社会的側面や倫理的側面に関する問題、患者及び看護活動の場に関する問題、人体の構造と機能、健康障害と回復に関する基本的知

識及び看護技術についての基本的な知識等、看護師にとって特に重要な基本的事項を問う問題として、平成16年(第93回)の看護師国家試験から導入された。必修問題の導入が検討された平成13年度保健師助産師看護師国家試験制度改善部会報告書では「必修問題は30問程度出題することとし、将来的には出題数を増やしていくことが望ましい」とされている。必修問題の対象となる基本的知識及び技術は重要であることから、これらの基本的かつ重要な事項を問う問題を強化するため、現在の30問から20問増やし、合計50問程度とすべきである。ただし、試験日程を勘案すると現行の試験時間内で対応すべきであり、必修問題は現行の総問題数240問の範囲内で増やすこととする。なお、必修問題の増加により、これ以外の問題が減少することを考慮し、一般問題及び状況設定問題の出題に際してはより良質な問題を出題するよう一層努めるべきである。

必修問題の出題数の増加に当たっては、出題基準の改定において、出題範囲の拡大について検討すべきである。したがって、必修問題の増加は出題基準改定の時期と合わせるべきである。

2) 合格基準について

看護師として必要な知識及び技能を評価するには、基本的な必修事項だけでなく、広い範囲で様々なレベルの問題が必要とされているが、必修事項に比べるとこれらの領域では試験問題の難易度が変化しやすい。こうした状況を踏まえ、平成13年度の国家試験制度改善部会で検討を行った結果、看護師国家試験の合格基準は、絶対評価による従来の合格基準から、必修問題では絶対基準を用い、一般問題及び状況設定問題では相対基準を用いる現行の合格基準に変更された。この基準により実施されている第93回看護師国家試験以降の合格率は安定した水準を維持している。上述の合格基準を変更した過去の経緯を踏まえ引き続き現行の合格基準とするが、今後とも試験問題の難易度の安定化に向けた努力を行いつつ、試験結果の動向を注視し、必要に応じ検討すべきである。

3) 禁忌肢について

看護師として不適格な者を選別する方法の一つとして禁忌肢を含む問題を出題することの是非について検討した。禁忌肢を導入することにより、看護師国家試験に対する社会の信頼性がより一層高まるのではないか、という意見がある一方、看護倫理に反する者や明らかに死に至らしめるような行為を行う者を禁忌

肢で選別することは困難ではないかとの意見もあった。

こうした議論を踏まえ、現時点においては、看護師国家試験に禁忌肢を含む問題の導入は行わないこととし、看護師として不適格な者を選別するため「患者等の生命を直接脅かす行為」、「触法行為」及び「非倫理的な行為」を問う問題の出題を強化することとする。

2. 保健師国家試験について

1) 保健師をめぐる現状

近年、看護系大学の急増に伴い、保健師国家試験受験資格を有する者が大幅に増加しており、受験者の質を把握することが一層困難になっている。一方、ここ数年間の保健師国家試験結果から、国家試験問題の難易度が安定していないと指摘されている。

2) 合格基準等について

保健師国家試験を取り巻く現状を勘案すると、試験問題の難易度が安定しないことに対処するため相対基準を取り入れることも議論となつたが、後述する出題形式において改善すべき点があること、また出題基準の改定を行う時期にあることからこれらをまず行うこととし、現時点においては、現行の絶対基準を用いることとする。

なお、必修問題については現時点において導入しないこととする。

3. 助産師国家試験について

1) 助産師をめぐる現状

助産師国家試験については、受験者の質と試験問題の難易度がある程度経年的に担保され、結果として合格率が比較的安定して推移している。

2) 合格基準等について

助産師国家試験の経年的状況を踏まえ、現行の絶対基準を用いた合格基準を維持することとする。その一方で、助産師として必要な知識及び技能を的確に問うため、試験問題の一層の精選が求められる。また、今後の試験結果の動向を注視し、必要に応じ検討すべきである。

なお、必修問題については現時点において導入しないこととする。

4. 保健師助産師看護師国家試験に共通した事項について

保健師助産師看護師国家試験は、それぞれ保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を有しているか否かを評価するものであり、絶対的な基準をもって評価することが望ましいが、試験問題の難易度を一定にすることは現実的には極めて困難であると指摘されている。このような中でも難易度を安定させる取り組みを行っていくことは重要であり、その方策として出題形式の改善及びプール制の推進に取り組むことが求められる。

1) 出題形式について

現行の保健師助産師看護師国家試験において採用されているK2タイプ^{※1}では、解答コード内の2つの肢の双方が適切と分からなくとも他の解答コードを参照することで正答することもできるため、確実な知識がなくても正答できるとの指摘があることから、正しい知識があるかを確実に問うことができるX2タイプ^{※2}の導入を検討すべきである。その際、選択肢は4肢にこだわらず多様な形式を検討すべきである。

また、保健師、助産師又は看護師に必要な知識及び技能をより適切に評価するという観点から、判断の内容を問う問題形式や多数の選択肢群を複数の問題で共用する解答形式など、多様な出題形式を導入していくことが望ましい。

状況設定問題においては、より的確に応用力を問う問題とするため、複数の試験科目をまたがった出題も可能とするなど、より一層工夫すべきである。

さらに、保健師助産師看護師国家試験では、身体の状態や体位、看護用具の状態などを問う場合に図で示しているが、写真などの視覚素材を導入することが望ましい。

これらの出題形式等における改善は平成21年の第95回保健師国家試験、第92回助産師国家試験及び第98回看護師国家試験より導入することが望ましい。

2) 試験問題のプールについて

国家試験の度に国家試験委員が問題を作成、修正する従来の問題作成方法では、試験問題の質や難易度を一定に保ち、かつ出題数を増やすことに対応することが難しいため、出題する前に試験問題をあらかじめ蓄えておくこと(プール制)が有用とされており、プール制の活用に向け、試験問題の公募や試験問題

の回収による既出問題の蓄積により準備が進められてきたところである。しかしながら、プール制導入から数年が経過したものの、公募問題数は極めて少ない状況である。

今後、プール制を推進していくためには、まず良質な問題を相当数プールすることが必要である。そのためには、公募問題が増大するような取り組みが早急に求められる。例えば、現行では看護系大学を含む看護師等学校養成所の看護教員に対して公募を依頼しているが、今後は、臨床現場に勤務する看護師等、看護教員以外の者からの公募も可能なシステムとすることや、職能団体や看護教育関係団体、看護関係学会等に一層の理解と協力が得られるように働きかけることが求められる。より具体的な推進方策として、何問程度のプール問題が必要かを提示し、看護師等学校養成所に公募数を割り当てるなどの方法も有効と考えられる。

一方、既出問題については、良質な既出問題を再度出題するためにプールすることとし、単なる解答の丸暗記による正解率の上昇を防止するため試験問題を回収してきた。しかし、医師国家試験における試験問題の開示請求に対し、情報公開・個人情報保護審査会の答申により、試験問題を開示することとなり、保健師助産師看護師国家試験においても試験問題の持ち帰りを認めることとなった。試験問題が開示されることにより、既出問題を再度出題し、その正答率を過去の正答率と比較することによって、受験者の質と試験問題全体の難易度の変化を判断するために利用することを困難にしている。このように、前回の制度改善部会からの状況の変化はあるものの、既出問題の活用に一定の利点があることには変わりはなく、これを試験問題作成において活用することは、難易度の安定化的観点からも有用である。すでに相当数蓄積されている既出問題の一層の活用を検討し、実行すべきである。ただし、活用に際しては、問題が公表となっていることを十分考慮すべきである。

5. 保健師助産師看護師国家試験出題基準について

1) 出題基準における改善事項

今回の出題基準の改定では、従来の改定と同様に、昨今の医療・看護等の実情を勘案し、用いられている専門用語や看護技術等を全般的に見直す必要がある。特に、薬剤の用法や薬効の理解、緊急時の対応及び看護倫理に関する項目の充実を図るべきである。見直しに際しては、出題基準の大・中・小項目のそれ

その位置付けを再確認し、中項目間あるいは中項目と小項目との整合性についても見直すべきである。また、看護師国家試験において必修問題を増加する場合、必修問題の出題範囲の拡大について検討すべきである。保健師国家試験では、地域・職域等の集団及び多様な対象者に対して何をどのように援助すべきかといった判断力や災害や虐待等のその時代の社会問題への対応について問う問題が強化されるよう出題基準の改定において検討すべきである。

さらに、保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴い、平成21年度より適用となる看護基礎教育カリキュラムの改正内容も踏まえて見直しを行うべきである。その際、平成21年度から数年間の国家試験では、従来の看護基礎教育カリキュラムで学んだ卒業者と改正後のカリキュラムで学んだ卒業者が混在することから、両者ともに保健師助産師看護師国家試験の受験に際して不利益を被ることがないよう、特段の配慮が必要である。

2) 改定出題基準の適用時期について

改定出題基準の適用時期については、周知期間及び試験問題作成等の準備期間を勘案し、平成22年の第96回保健師国家試験、第93回助産師国家試験及び第99回看護師国家試験より適用することが望ましい。

III. 今後検討すべき事項

保健師助産師看護師国家試験の適切な実施に向けて、既出問題を良質なプール問題とするためには、国家試験実施後に改めて試験問題を適切な方法により評価することが重要であり、妥当な評価方法等について引き続き検討すべきである。また、個々の問題の評価を含めた試験実施結果全体の評価を次回の問題作成時により効果的に活用するためのフィードバックのあり方等を早急に工夫すべきである。

IV. おわりに

現在、看護基礎教育のあり方については、将来を見渡す観点からの望ましい教育のあり方について抜本的に見直すことが求められており、資質の高い看護職員を養成していく上での看護基礎教育の充実の方向性について幅広い観点からの議論が行われているところである。我が国の社会構造の変化やこうした議論を踏まえ、より良い保

健師助産師看護師国家試験制度を目指して今後も議論を継続していくことが必要である。その際には、例えば国家試験におけるIT技術の活用についても、長期的視野に立ち、医療関係資格以外の資格試験や諸外国の医療関係資格試験の実施方法も参考にしつつ、議論を進めていくことが望ましい。

一方、看護基礎教育を担う看護教育界は国家試験の改善に関して必ずしも関心が高いとは言えない現状であるとの指摘がある。看護界全体で、より良い国家試験の実施、引いては看護職員全体の資質の向上に資するよう、国家試験の諸課題に関して継続的に議論していくことが必要である。そしてこれらの検討結果に基づき国家試験制度の改善に向けた提言を行うなど、看護界全体で自ら積極的に取り組んでいく機運を一層高めていくことが重要である。

※ 1 K2タイプ

選択肢のうちの2つを組み合わせた解答コードから1つを選ぶ形式。

※ 2 X2タイプ

複数の選択肢から2つの正解肢を選ぶ形式。

医道審議会 保健師助産師看護師分科会
保健師助産師看護師国家試験制度改善部会委員
及びワーキンググループメンバー

- 荒川眞知子 日本看護学校協議会副会長
- ◎ 井上智子 東京医科歯科大学大学院教授
- 井部俊子 日本看護系大学協議会会长
- 榮木実枝 東京大学医学部附属病院看護部長
- 大場エミ 保健師長会会长
- 北川浩明 国家公務員共済組合連合会虎の門病院産婦人科部長
- 草間朋子 社団法人日本看護協会副会長
- 鈴木美恵子 全国助産師教育協議会
- 高木廣文 東邦大学医学部看護学科教授
- 永井正規 埼玉医科大学医学部教授
- 永山くに子 富山大学医学部看護学科教授
- 羽生田俊 社団法人日本医師会常任理事
- 春山早苗 自治医科大学看護学部教授
- 福井トシ子 杏林大学医学部付属病院看護部長
- 堀内成子 聖路加看護大学看護学部長
- 前川眞一 東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
- 村嶋幸代 全国保健師教育機関協議会会长

◎は部会長、○は部会長代理(五十音順、敬称略)